

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 本田浩邦

論文題目：アメリカの資本蓄積と社会保障

1. 本論文の主題と構成

本論文では、第二次世界大戦後のアメリカ経済における資本蓄積と所得分配の理論と現実の再検証を通じて、人々の生活を維持するための不可欠な諸分野にまで資本蓄積が拡大した結果、技術革新による生産性上昇の恩恵が国民生活の向上につながらなくなったことが指摘される。そのうえで、安定した雇用を前提とする社会保障制度の維持が次第に困難になった経緯が考察され、生産性上昇の恩恵が国民生活の向上へつながるようにするための代替的な方法として普遍的所得保障を活用することが提言される。

本論文の目次は、次のとおりである。

《第Ⅰ部》資本蓄積と所得分配

第1章 戦後経済学の主要命題—予備的考察—

第2章 アメリカにおける資本蓄積と所得分配—1945～2015年—

第3章 資本蓄積の現代的領域—T・ピケティ、R・ゴードン、W・ボーモル—

第4章 「余剰」の経済学

《第Ⅱ部》社会保障制度

第5章 アメリカの社会保障制度—年金・医療・貧困対策プログラム—

第6章 オバマケア—医療保険制度改革の分岐点—

《第Ⅲ部》普遍的所得保障

第7章 戦後アメリカにおける普遍的所得保障—「家族支援計画」(FAP) 不成立の経緯—第

8章 普遍的所得保障の思想的系譜—予備的考察—

第9章 ベーシックインカム

資本蓄積と所得分配をめぐる理論と現実の再検証から出発し、社会保障制度の歴史的展開の検討を経て、普遍的所得保障の思想的系譜の検討とベーシックインカムの提言に至るまでの、本論文全体の基本的な論旨について、最初に説明しておきたい。

本論文の第Ⅰ部では、第二次世界大戦後のアメリカ経済における資本蓄積と所得分配をめぐる理論と現実の再検証を通じて、資本蓄積の領域が、人々の生活の維持に関連する「社会的共同領域」(98頁。以下、特に断りのないかぎり、本論文のページ)と呼びうる分野(最低限の生活に必要な社会的・基本的ニーズを満たすための、医療、介護、育児、教育、住居などの分野)にまで拡大し、その結果、生産性上昇の恩恵が国民生活の向上に必ずしもつながらなかつたと指摘される。本論文で言われる「資本蓄積」には、「企業活動の総体」(vi頁)が含意される。

技術革新による生産性上昇が人々の生活の向上につながらない現状について、本論文では、商品の購入、あるいは、サービス提供への料金の支払いを通じて人々のニーズが充足される経済のしくみに起因する問題であると把握される。生産性の上昇に伴って、販売される商品、

および、課金されるサービス提供の内容が充実する一方で、最低限の生活のために人々が商品やサービスに支出せざるを得ない金額が増加し、限られた所得のなかで支出対象に関して厳しい選択を迫られる人も出てくる。技術革新による潜在的な供給力の増加が国民生活の向上に必ずしも結びつかない現状の背景には、商品の販売やサービス提供への課金を通じて社会的分業が行われる経済のしくみがある。

現代経済では、多くの場合、企業によって雇われた労働者が、社会的分業を構成するさまざまな分野で、商品の生産やサービスの提供に従事している。この場合、雇われた人々の生活を支える医療、年金、その他の福利厚生の手当はどこであるかが問題となる。本論文の第Ⅱ部で論じられるように、1980年代以降のアメリカ経済では、安定した雇用を前提として、職域を通じて年金・医療など社会保障制度へ加入する従来の方式を維持することが次第に困難になった。1990年代末以降には、企業年金プランの凍結、確定給付型から確定拠出型への年金給付プランの切り替えを通じて、企業年金制度に関する企業側の責任と負担が軽減される一方で、労働者側のリスク負担が高まったことが指摘される。さらに、2000年代には、短期的で流動的な雇用が増えたことを背景に、労使双方が普遍主義的な医療制度を支持するようになったことも指摘される。

雇い主側の企業が、雇われた人々の生活を支える責任を担うことが難しくなった以上、人々が、企業と雇用関係を結ばずに、基本的ニーズを満たすのに必要な所得を確保できるようにする制度についても、検討しなければならない。本論文の第Ⅲ部では、「社会の生産力の発展の恩恵をすべての人が享受する最低限度を保障する」（241頁）ための代替的な方策として、「普遍的所得保障」すなわち「社会構成員のすべてに対して、最低限の所得を資力、就労の有無その他を問わず無条件で保障するシステム」（215頁）である「ベーシックインカム」の制度を活用することが提言される。この制度が導入されると、資本主義経済の制度的枠組みのなかで、一部の人々が、企業と雇用関係を結ばずに、社会的分業を構成するさまざまな活動に従事できるようになる。言い換えれば、社会的分業の一部が、資本・賃労働関係に依存しない形で行われる。

以上の論旨に見られるように、本論文では一貫して、商品の購入とサービス提供への料金の支払いを通じて人々の基本的ニーズが充足される経済のしくみ、および、雇われた人々の生活を維持する責任の所在に注目しつつ、現代アメリカ経済において、生産性上昇の恩恵が国民生活の向上につながらないのはなぜかが問われている。

2. 本論文の概要

次に、本論文の各部、各章の内容を紹介する。第Ⅰ部「資本蓄積と所得分配」では、経済成長と所得分配をめぐる理論と現実の再検討（第1章）、および、第2次世界大戦後のアメリカ合衆国における経済パフォーマンスの実証分析（第2章）を踏まえて、高い雇用水準と生産性上昇が国民生活の持続的な向上に結びつかなくなった理由について考察される。そのさい、技術革新に伴う労働から資本への生産要素の代替をめぐる先行研究、および、労働節約的でコスト削減が比較的容易な産業部門と、労働集約的でコスト高になりやすい産業部門のあいだの生産性上昇率の格差をめぐる先行研究が検討される（第3章）。その結果、技術革新の生産性上昇の恩恵が国民生活の上昇につながらない理由を説明するためには、医療や教育などの人々の基本的ニーズの充足に関わる「社会的共同領域」（前掲）への資本蓄積の拡大、

および、基本的ニーズの多くが商品の購入、サービス提供への料金の支払いを通じて充足される経済のしくみに注目すべきことが指摘される（第4章）。

第1章では、「两大戦期から第二次世界大戦後にかけて主要先進資本主義諸国に生じた所得と権力の大きかりな下への再分配と調整のプロセス」を反映した「戦後アメリカの経済学」（2頁）の主張が、経済成長と所得分配に関する以下の命題に要約される。

「第1命題」：経済成長の過程では、国民所得に対する賃金総額の割合、および、国民所得に対する利潤総額の割合が安定的である。

「第2命題」：技術革新による生産性の上昇が実質賃金を押し上げ、人々の生活水準を向上させる。

「第3命題」：それゆえ、経済成長の過程では、経済的不平等（所得と資産の格差）が是正される。（以上、本論文、3頁の記述を引用者が要約したもの）。

これらの3つの命題の観点から、資本蓄積と所得分配の理論と現実が再検証される。最初に、国民所得に対する賃金総額の割合（賃金シェア）と利潤総額の割合（利潤シェア）の安定性を主張する「第1命題」に関連して、ポール・ダグラス（Paul Douglas）の学説が検討される。ダグラスの著書『賃金の理論』（1934年）では、アメリカ合衆国の製造業における産出量、資本投入量、労働投入量等のデータを用いた生産関数の計測に基づいて、「資本主義経済は、その成長にともない賃金と利潤が等しい割合で成長する性格をもち、資本主義のもとで労働者の一般的な生活状態は確実に改善する」（9頁）という主旨の結論が出された。こうしたダグラスの経済観は、「アメリカ資本主義経済の発展が国民の経済生活水準を押し上げ、所得分配の不平等が是正された20世紀前半の歴史的特徴を反映したもの」（19頁）と特徴づけられる。しかし、1980年代以降のアメリカ経済では「国民所得に占める利潤シェアが上昇し、賃金シェアが下落する傾向が見られる」（4頁）と指摘される。

第2章では、アメリカの国民所得統計を用いて、1930年から2015年までの期間における賃金分配率と利潤分配率の指標が計測される。国民所得に対する「賃金給与＋社会保障など非賃金報酬」の割合で見た賃金シェアが「2000年のITバブルの崩壊、2008年のリーマンショックの影響を受けて激しく落ち込み」、「現在1960年代前半の水準に（中略）落ち込んでいる」（68頁）と指摘される。また、GDPに対する「法人利潤＋減価償却引当金」の割合で見た利潤シェアは「戦後一貫して15%近くで安定し、この20年ほどのあいだ、右肩上がりである」（69頁）ことも指摘される。したがって、生産性の上昇による実質賃金の押し上げに関わる「第2命題」に関しても、現実には理論通りでなく、「労働生産性は1970年代以前には実質賃金の上昇とほぼ歩調を合わせて増加したが、70年代以降、実質賃金率上昇に結びつかなかった」（4頁）と判定される。

さらに、所得格差の平準化に関わる「第3命題」に関しても、20世紀全体を見ると、経済の現実が理論通りでなかったと指摘される。かつてクズネッツ（Simon Kuznets）は、1955年の論文「経済成長と所得不平等」で、「逆U字型仮説」として「資本主義的工業化の初期段階において経済的不平等は拡大するが、その後、一定の工業化の進展にともない、その是正が起こるといふ一般的プロセスが存在する可能性」（31頁）を指摘した。その後、ピケティ（Thomas Piketty）とサエズ（Emmanuel Saez）は、2001年の論文「アメリカ合衆国における所得不平等、1913～1998年」で、「高額所得者の納税記録」に基づいて「最上位所得層への所得の集中の実態」を分析した。両氏の研究について、「20世紀全体をみれば所得と資産の

分配の不平等はむしろ拡大し、U字型をたどっていることを実証的に明らかにし、『クズネツツ仮説』を見事に反証した」(35頁)と評価されている。

第2章では、1980年代以降における賃金シェア低下の背景にある「労働報酬が抑制される傾向」について、「政府の賃金抑制政策」(49頁)の反映であると同時に、「技術革新の破壊的影響」としての「労働から資本への一方的代替」(同)の結果でもあると指摘され、要素価格比率(資本利潤率に対する貨幣賃金率の割合)の変化に対する資本集約度(労働投入量に対する資本投入量の割合)の「代替の弾力性」を計測した最近の研究について検討される。特に、1975年から2012年までの59カ国の産出量、資本投入量、労働投入量等のクロスセクション・データを用いて、投資財の相対価格を含むCES関数における「代替の弾力性」を「1.25」と推計し、「投資財の相対価格の低下が、労働シェアの観察された低下のうち、およそ半分を説明する」ことを示したカラバボウニス(Loukas Karabarbounis)とニーマン(Brent Neiman)の研究(2013年)について、「実質賃金が長期的に低下するもとの、なぜさらに雇用が削減されるほどの資本財の価格下落が生じているのかという問題についての説明が必要である」(46頁)と論評される。さらに、「機械による人間労働の代替が進むと、利潤シェアが代替の弾力性とは無関係に上昇する」という主旨のアトキンソン(Anthony Atkinson)の議論を踏まえて、「労働報酬の抑制と労働の機械への置き換えがスパイラルに進むという事態は、一面において技術革新と生産性の急激な増加を表すが、同じそのことが、大多数の国民は教育や医療、一部には基本的なニーズさえ満たすことができないというパラドキシカルな事態を生む」(49頁)と指摘される。

技術革新を通じて生産性が上昇するにもかかわらず、人々の基本的ニーズが満たされないのはなぜか。この問題に関連して、第3章では、ボーモル(William Baumol)が2012年の著書で考察した「コスト病(cost disease)」の概念が検討される。ボーモルは、「労働節約的でコスト削減的な『生産性上昇部門』(progressive sector)(製造業部門など、生産性の改善が比較的容易である部門)と「労働集約的でコストが高い『生産性停滞部門』(stagnant sector)(教育、医療、舞台芸術、各種対人サービスなど、労働生産性の上昇率が低い部門)のあいだに「部門間生産性格差」があり、後者の「生産性停滞部門」で「コスト病」(相対的にコストと価格が高止まりする傾向)が発生すると主張した(90頁)。

ボーモルは、アダム・スミス(Adam Smith)の『諸国民の富』を源流とする伝統的な見解(分業による労働生産性上昇の恩恵は、社会全体に波及する)に従って、「生産性の増加は社会をより豊かにする」(98頁)と考えた。これに対して本論文では、「物理的あるいは実物タームでみた生産性の上昇を、すべての国民への最低限の財とサービスの供給に結びつけることは市場メカニズムでは難しい」(同)こと、それゆえ、医療、教育など生活に不可欠な生産の「社会的共同領域」と呼ぶべき分野を「市場から分離し、保護することが重要である」(99頁)と指摘される。ここに至って、「市場」を通じた「財とサービスの供給」について、立ち入って考察されなければならない。

第4章では、商品の購入、および、サービス提供に対する料金の支払いを媒介として財とサービスが供給される経済のしくみについて、「余剰」と「希少性」の観点から考察される。経済における「余剰」の主な存在形態は、商品在庫、または、未稼働の生産能力である(122頁)。「市場での〈希少性〉を生み出すために寡占企業が生産制限、投資制限、様々な販売促進活動を行う」(123頁)としばしば言われるが、企業が「〈希少性〉を生み出す」とは、ど

ういう意味か。この点を説明するために、第4章では、イヴァン・イリイチ (Ivan Illich) の「ニーズの充足に対する、商品による徹底した独占 (radical monopoly of commodities over the satisfaction of needs)」(Ivan Illich, *Shadow Work*, 1980, p.4) の概念、および、「専門家の手で設計された商品が、文化的に形成された使用価値に、うまく取って代わっている」生活では「市場の外で人格的、社会的な充足を経験する機会が損なわれる」というイリイチの指摘 (Ivan Illich, *The Right to Useful Unemployment: and its Professional Enemies*, 1978, p.9) に注目して、「最低限の生活を営むためにも莫大な教育費、住居費、保険料、通信費が必要とされるといった事情はわれわれの社会生活が構造的に〈希少性〉に支配され、『ラディカルな独占 [radical monopoly]』に支配されていることを意味する」(128 頁。〔 〕内は引用者) と論じている。さらに、「どのような技術進歩によっても必要は満たされず、たえず不足を感じる」(同) ことも指摘される。言い換えれば、「技術進歩」に伴って生産性が上昇し、販売される商品と有料サービスの内容が充実するが、人々は、最低限の生活を維持するだけでも、与えられた所得のなかから、商品の購入とサービス料金の支払いのためにいっそう多くの支出をせざるを得なくなる。

アメリカ経済においても、企業によって雇われた労働者が、さまざまな分野で、商品の生産とサービスの提供に従事している。本論文の第Ⅱ部では、雇われた人々の生活を支える医療、年金、その他の福利厚生の手をめぐる諸問題が考察される。

第5章では、アメリカ経済において1970年代以降に「製造業の衰退とサービス経済化、実質賃金の停滞、労働組合の組織率の低下といった経済全体の構造変化」(138 頁) が起こり、「代わって新たに広がったサービス、ハイテク、金融などの産業の雇用は短期的、流動的なものであった」(139 頁) ことを背景に、「企業年金の主たる担い手であった大企業の雇用創出力は徐々に衰退し、就労者数は減少し、企業は約束した企業年金制度や企業医療保険制度の維持が困難であることに気づきはじめた」(同) と指摘される。企業年金制度に関連して、「企業年金のプランを凍結する企業が相次ぎ、企業年金の加入者が大幅に減少した」(145 頁) こと、年金プランの多くが「確定給付型」から「確定拠出型」へ切り替えられることにより、年金資産運用の「リスクが企業から労働者に一方的に移転」(146 頁) することが指摘される。企業医療保険制度については、もともと長期雇用の正規労働者を標準モデルとして設計された医療保険制度が、雇用創出機能の劣化が進む労働市場の現状に合わなくなり、医療保険制度に関して労使双方が、公的制度への移行を支持するようになったことが指摘される (同)。

第5章では、さらに、貧困母子世帯に対する連邦政府による現金給付支援プログラムであった1962年制定のAFDC (Aid to Families with Dependent Children : 児童扶養世帯補助) が、クリントン政権のもとで1996年に廃止され、受給期間を生涯累計で5年間に制限し、就労を受給の条件とするTANF (Temporary Assistance for Needy Families : 貧困家庭一時扶助) が新設されるに至った経緯について検討され、「クリントンの福祉制度改革は、市場が雇用を準備することを前提にした政策であったが、市場がその要件を十分に満たすことはなかった」(155 頁) と指摘される。また、所得の低い勤労世帯の就労を促進しつつ、所得が基準を下回る場合に直接給付を行うEITC (Earned Income Tax Credit : 勤労所得税額控除) については、「まったく給与所得のない世帯には給付が行われない選別的な性格をもつ」(157 頁) と指摘される。「社会保障を職域と切り離さなければならない」(158 頁) こと、および、「より根本的に、雇用と保障を切り離すべきである」(同) との指摘で、第5章が結ばれている。

続いて第6章では、オバマ政権のもとで2010年に制定されたACA（Affordable Care Act：医療費負担適正化法）を念頭において、アメリカ合衆国における医療保険制度の改革に対する「直接の障害」（161頁）であると著者が考える2つの問題—「アメリカ医療保険業界の寡占的支配」に起因する「高騰する医療費」（162頁）、および、「プライベートエクイティ会社による医療保険の支配」—について考察される。高額な医療費の背景として、「交渉力の強い保険会社が医師や弱い保険会社に医療コストをしわ寄せする」（163頁）こと、諸外国と比較してアメリカの医師の報酬が高いことが指摘される（同）。また、プライベートエクイティ会社が「買収後の医療機関の再建に直接的な関心をもっていない」（166頁）ことも指摘される。「医療保険制度の普遍主義的改革」をめぐる問題の本質は、「医療産業という2兆ドルを超える巨大産業の支配構造に対する規制というきわめて困難な問題に挑むこと」（167頁）にあり、そのための方策として「医療保険会社、医療機関相互の競争を促進し、寡占的体質を打開すること」（168頁）と「プライベートエクイティ会社への公的規制」（169頁）が提言される。

第Ⅲ部「普遍的所得保障」では、就労その他の給付条件を付けずに「無条件・無差別」（174頁）に行われる「普遍主義的（universal）」（同）な所得保障の制度について考察される。最初に、1960年代のアメリカ合衆国における普遍主義的所得保障の提案をめぐる政治過程を再検証し、普遍的所得保障の思想的系譜をたどることによって、普遍的所得保障が提起される社会的、思想的背景について検討される。そのうえで、政府が社会成員に無条件で一定額の給付を行うことによって生活の最低限を保障する「ベーシックインカム」制度の意義と可能性が検討される。

第7章では、ニクソン政権下で1969年にFAP（Family Assistance Plan：家族支援計画）（負の所得税と就労促進政策を組み合わせた新しい福祉制度改革案）が策定され、下院を通過したが上院で否決されるに至った経緯が検討される。この改革案の特徴について「失業者とワーキングプアを同一に扱い、一定以下の所得に対して無条件に公的給付を行い、さらに州・地方政府が管理していた既存の制度を連邦管理下に置いたことによって制度の普遍性の点で際立ったものとなった」（187頁）と指摘される。しかし、「長期的な非自発的失業やワーキングプアの存在といった経済の構造的欠陥を重視」し、所得保障を支持する立場の人々と、「貧困の罠からの脱却は究極的には労働市場の規律に彼ら〔貧困者〕を従わせる以外にない」と主張し（187頁。〔 〕内は引用者）、所得保障に反対する立場の人々との間で、上記の改革案に対する賛否が分かれた。

さらに第7章では、FAP（いわゆるニクソン・プラン）をめぐる政治過程に関連して、NWRO（National Welfare Rights Organization：全米福祉受給権協会）が、普遍的所得保障を究極的目標とし、マイノリティの福祉受給の拡大を要求していたが、「労働と所得を切り離すニクソン・プランに反対した」（192頁）ことが指摘される。さらに、NWROは「受給権拡大の運動の目的がそれによって地方財政を破綻させ、地方の民主党連合を崩壊に追いこむことにあった」（190頁）と主張していたこと、同協会の運動原理が「理想的な分配を実現する社会が、ニューディール型社会保障の延長にあるのではなく、その破綻の先にある」との考え方に基づいていたことも指摘される。本章では、NWROの運動の背景にあるリチャード・クロウワード（Richard Cloward）とフランセス・フォックス・ピーヴン（Frances Fox Piven）の政治的展望（クロウワード＝ピーヴン戦略）—その主旨は「社会保障が既存秩序の維持という本質をもつ」（192頁）というもの—についても検討され、「一般に社会保障制度は、階級矛盾や

人種対立を既存の社会秩序の枠に閉じ込める機能を果たすといえる。しかし、そのことは社会保障制度そのものが解体すべき闘争目標であるということの意味するものではない」（193頁）と論評される。本章では、FAPをめぐる政治過程の分析を総括して、「完全雇用をつうじた生活保障か直接的な所得保障かという選択は、資本主義社会が現在ますます喫緊に迫られている問題である」（197頁）と指摘される。

続いて第8章では、普遍的所得保障の理論的根拠を説明するために、分配論の思想的系譜が（1）「古典的自由主義モデル」、（2）「ニューリベラル・モデル」、（3）「普遍的所得保障モデル」の3つの立場に類型化される（199頁）。第1の古典的自由主義モデルは、「イギリス市民革命後のロック〔John Locke〕の主張に始まる私的所有権優位の考え方」を前提とし、「自立自助あるいは経済資源分配のパレート均衡の立場から国家による所得再分配を制限する、ないしは極端にはそれ自体を否定する」（200頁）立場と定義される。この立場に関連して、アダム・スミスは、「分業による巨大な生産性の恩恵が所有の現実の格差による弊害をも相殺する程度に拡大することを示唆する」（203頁）ことによって、所有の格差と生存権との関連をめぐる問題の解明に代えていると指摘される。

第2のニューリベラル・モデルは、「社会的生存権を実現するためには所有権は制限されねばならないと主張」（204頁）する。この立場に対応するのが、「国家が完全雇用政策をつうじた就労条件」を用意することによる生存権の保障、「労働運動の側からの労働権と完全雇用政策、およびそれを補完する社会保障制度の実現要求」である。また、「就労義務を付したうえで、最低限の生存水準を保障し、雇用への復帰を促すものとして制度設計」された「社会的給付」も、「ニューリベラル・モデル」に対応する。若干敷衍して言えば、労働者の立場から見て「雇用への復帰」とは、「企業に雇われる関係」への復帰を意味する。

第3の普遍的所得保障モデル（ペイン〔Thomas Paine : 1737~1809年〕、スペンス〔Thomas Spence : 1750~1814年〕、ホブハウス〔Leonard Trelawny Hobhouse : 1864~1929年〕）では、「最低限の生活水準の恒常的保障を国家が無条件に行う」という意味の「所得再分配」が主張される（207頁）。普遍的所得保障モデルは、「就労と給付〔を切り離して〕、生存権を労働権と切り離して実現しようとする点」（同、〔 〕内は引用者）点で、ニューリベラル・モデルと異なる。普遍的所得保障モデルでは、「生存権の保障」は「労働権」としてではなく、「社会的生産力の一部を共有すべき経済的基本権」として主張される（213頁）。最後の章で検討される「ベーシックインカム」も、普遍的所得保障モデルの1つである。若干敷衍して言えば、「生存権を労働権と切り離す」ことは、労働者の生活が、「労働者が企業に雇われる関係」に左右されない状況を作り出すことでもある。

第9章では、「社会の生産力の発展の恩恵をすべての人が享受する最低限度を保障する」（241頁）ための代替的な方策として、「社会構成員のすべてに対して、最低限の所得を資力、就労の有無その他を問わず無条件で保障するシステム」（215頁）と定義される「ベーシックインカム」の制度の活用について考察される。「ベーシックインカム」の「機能」（217頁）について、経済制度の具体的な側面にも若干言及しつつ、次のように説明される。「ベーシックインカムは、就労の如何、資産の有無などを問わない無条件的で恒常的な社会的給付である。生活に必要なと考えられる基礎的なニーズに対応する所得を社会的に給付するという意味で、それは賃金の一部を労働市場から切り離して社会化しようとするものである」（同）。ベーシックインカムの概念が、人々の生活に必要な「基礎的なニーズ」を充足する所得としてだけで

なく、賃金の一部を「労働市場」から切り離して「社会化」したものとしても把握されている。

ベーシックインカムが「どのように人々の行動に働きかけ、どういう機能をもつと考えられるか」(同)について、「生存権の保障」・「失業リスクの軽減」・「経済構造の変革」・「ジェンダー」・「行政機構の簡素化」・「マクロ経済調整」の6つの観点(218~219頁)から考察される。このうち、労働者の生活が雇い主としての企業に依存する度合いが減ることから生じる効果が比較的明瞭であると思われる最初の3つの観点を見よう。

第1に、「生存権の保障」に関して、「[ベーシックインカムは]無条件の恒常的な社会的給付であるため、労働者は生存のために資本家あるいは企業に全面的に依存する必要はなくなり、労使間の非対称的な力関係は根本的に是正される」と指摘される。「団体交渉制度がない場合でさえも大幅な労働条件の改善が可能となる」(217頁、[]内は引用者)こと、さらに「ベーシックインカムは雇用と保障のはざまにあえぐ多数の貧困者を救うことができる」(218頁)ことも指摘される。第2に、「失業リスクの軽減」に関して、「[ベーシックインカムは]恒常的な給付のため、失業のリスク(失業によって失う所得)が軽減され、再就職までの再教育の可能性が広がり、柔軟な労働移動や雇用調整を可能にする」(218頁、[]内は引用者)と指摘される。第3に、「経済構造の改革」に関して、ベーシックインカムは、恒久的な給付を通じて、「これまでの資本主義的市場が有効に組織しえなかった非商品形態をとる社会的に有益な活動、たとえばケア、芸術、政治、地域のための活動、就学、起業促進等への従事を可能にする」(同)と指摘される。

本論文全体のなかでベーシックインカムがどのように位置づけられるのか。この点についても、手抜きなく説明されている。「市場が律することができない経済領域は社会によって普遍的な社会保障に制度的に組み込み、管理される必要がある」(235頁)という著者の見地(第I部第3章を参照)を踏まえて、「基礎的な生活手段の供給を社会的に保障し、それと社会給付を結びつけること」が「ベーシックインカムの基本的役割」(同)であると指摘される。さらに、「寛容な無条件のベーシックインカムは、雇用関係から抜けるという重要な選択肢を従業員に認めるので、資本主義社会の内部での権力の性格を変える」というエリック・オーリン・ライトの指摘(Eric Olin Wright, “Basic Income, Stakeholder Grants, and Class Analysis” in Bruce A. Ackerman et al., *Redesigning distribution*, 2006, p.95)を踏まえて、「ベーシックインカムは、労使および企業間の力関係の大きな変化『権力の再分配』(パワーシフト)をもたらす」(241頁)と指摘される。最後に、ベーシックインカムについては「多様な位置づけが可能であり、その実現可能性をめぐっても十分な議論が必要である」(246頁)と注記されたうえで、「現代の利用可能な生産的資源を用いて人々の基本的な生活ニーズを満たすためには、就労と切り離れた生活保障、所得保障が必要であるということから、ベーシックインカムに対する関心は高まりこそすれ、衰えることはないであろう」(同)と指摘される。

3. 本論文の評価

本論文の主要な意義は、次の5点にまとめられる。第1に、本論文全体を通じて、商品の購入とサービス料金の支払いを通じて人々の基本的ニーズが充足される経済システムの基本的特徴、および、雇われた人々の生活を維持する責任の所在に注意を払いつつ、現代アメリカ経済において、技術革新に伴う生産性上昇の恩恵が国民生活の向上につながらない理由が考察されていること。第2に、未実現の商品在庫や不稼働の生産能力などの形で「余剰」が

現代経済に存在することを指摘しただけでなく、人々の基本的ニーズの充足に対する「商品による徹底した独占」(イリイチ)の視角を応用して、企業によって創出される「希少性」が国民生活を支配する関係を説明したこと。さらに、この観点から、技術革新に伴って販売商品と有料サービスの内容が充実する一方で、最低限の生活を維持するためにも人々が多額の支出を迫られるという構造を指摘したこと。第3に、1980年代以降のアメリカ経済において企業部門の雇用創出能力が低下するに伴って、雇われた人々の生活を維持するしくみが不安定になった経緯を明らかにしたこと。第4に、アメリカ合衆国における普遍的所得保障をめぐる政治過程の分析を通じて、「完全雇用政策を通じた生活保障」と「直接的な所得保障」の選択をめぐる論争の背景にある利害対立の実情を明らかにしたこと。第5に、ベーシックインカム構想の検討を通じて、企業との雇用関係に依存しない普遍的所得保障の意義と課題を示したこと。

言うまでもなく、本論文にはいくつかの問題点も残されている。第1に、本論文でしばしば指摘される「雇用創出能力の低下」については、「雇用創出能力」の概念を実証的に把握する方法についても検討する必要がある。第2に、ポーモルの「コスト病」論で提起された諸問題に対して、ベーシックインカムの導入がどんな解決策を提供するのか。この点に関して、丁寧な説明が求められる。生産の「社会的共同領域」と呼ばれる分野の供給に関して、第4章以降では明瞭な形で論じられていない。第3に、主要な経済学説が検討される第3章までの議論から、イリイチの「ラディカルな独占」論などの社会思想も検討される第4章の議論への展開は、唐突な印象を与える。経済学説におけるベーシックインカム論の検討が求められる。第4に、本論文では、ベーシックインカムが導入されると賃金の一部が「社会化」されると指摘されるが、資本・賃労働関係を前提とする「賃金」のカテゴリーと、企業との雇用関係に依存せずに給付される所得との質的な違いについて、より詳しい考察が必要とされる。これらの点は、著者によっても今後の研究課題として認識されているところであり、全体としての本論文の意義を損なうものではない。

このように、本論文は、いくつかの問題点を残してはいるが、全体としていえば、アメリカ経済を対象とする現代資本主義分析として、積極的な意義を認めうると思われる。

以上の評価に基づいて、審査員一同は、本田浩邦氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当であると判断する。

2018年3月9日

審査員(五十音順)
(委員長) 石倉 雅男
後藤 玲子
佐藤千登勢